

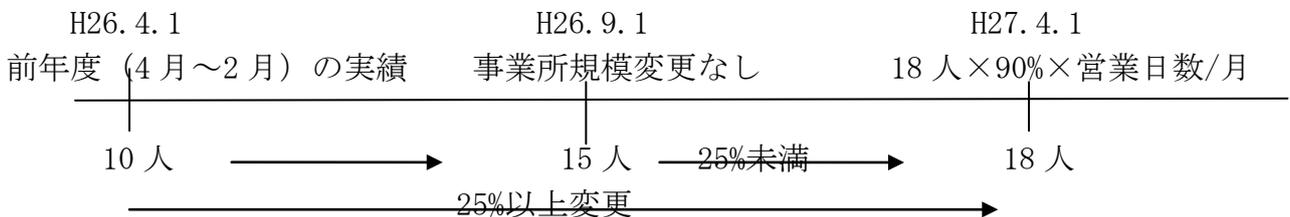
5 通所サービスの事業所規模区分の取扱いの見直しについて

事業所規模の実態をより反映させるため、年度が変わる際（4月1日）に定員を25%以上変更する場合の翌年度の事業所規模区分は、変更後の定員の90%に1月当たりの営業日数を乗じて得た数で計算して事業所規模区分を決定することとしている。（平成20年度集団指導資料P. 25）

この「25%」の考え方について、前年度の途中においても定員を変更している場合、変更後の定員と比較して最も差が大きくなる時点の定員を前年度の定員とし、平成27年度の事業所規模区分から適用するので、下記例①、②を参照すること。

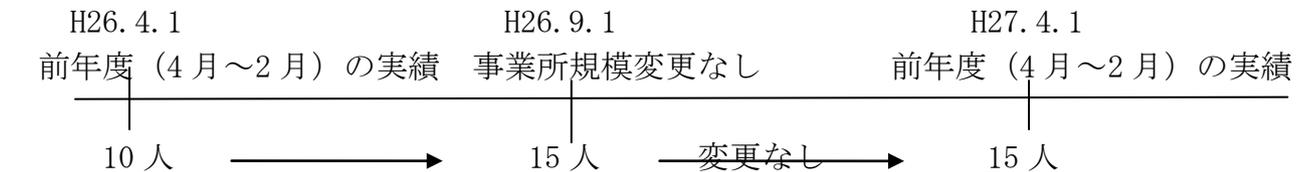
また、事業開始年度途中における定員変更については、例③のとおりとする。

例① 前年度の途中で定員を変更し、かつ、4月1日にも定員を変更する場合



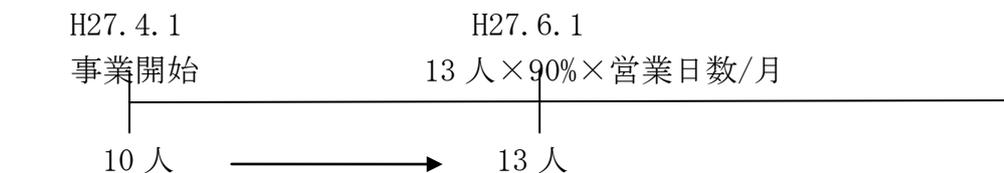
⇒平成27年4月1日の定員18人と最も差の大きい平成26年4月1日の定員10人と比較して25%以上変更しているため、平成27年度は4月1日の定員の90%により事業所規模区分を決定する。（平成26年度中の事業所規模区分は変わらない）

例② 前年度の途中で定員を変更しているが、4月1日には変更しない場合



⇒平成27年4月1日に定員を変更していないので、平成27年度の事業所規模区分は前年度（4月から2月）の実績により決定する。（平成26年度中の事業所規模区分は変わらない）

例③ 事業開始年度の途中で定員を変更する場合



⇒事業開始年度は前年度の実績がないため、平成27年6月以降の事業所規模区分は変更後の定員×90%により事業所規模区分を決定する。なお、毎日営業する事業所の実績に6/7を乗じる方法については、事業開始年度は適用しない。